

魏志倭人傳に見えた伊蘇志の一族

藤田元春

一

魏志倭人傳ほど我國の史學界に問題を投げかける書は蓋し尠いと思ふ。さきに恩師内藤博士の卑彌呼考が出て、新らしくこの書を見直すやうになつてから、多くの學者の論評が盛んに出ることは實に喜ぶべきことであると考へられる。最近には本誌二十二卷第一號に於て稻葉岩吉氏の「魏志倭人傳管見」が出て、新年の卷頭論文として異彩を放つたことも、讀者諸君には目新しい事實であつたこと、信じる。ことに同氏の論文に於ては拙考如墨委面に關する批判を辱うしたのみではない、倭人傳の考察に關しても多大の教示を得たことはまことに感謝に堪へない所である。處が幸にして、同氏の目に留まつた拙考に於て倭字を云々した點に關し、同氏は懇切にも、倭は倭の誤字たることは定説がある（武英館本北史參照）更めて取上げて云ふべきほどのことはなからうといふ一言を得たのである。そこで一應北史にあつてみると、いかにも、

倭國在百濟新羅東兩水陸三千里於大海中。依山島而居。魏時、譯通中國三十餘國。皆稱于夷人不知里數。但計以日。其

國境東西五月行、南北三月行、各至於海、其地勢東高西下、則魏志所謂邪馬臺者也。又云、(中略)邪馬臺國即倭王所都漢光武時遣使入朝、自稱大夫、安帝時又遣朝貢、謂之倭奴國。

とあつて魏志倭人傳に記す所を又云として寫にした文字の中、邪馬臺國女王之所都といふ本文をわざと邪馬臺國即倭王所都とあるので、倭と倭とを寫し誤つたかの如くに見えるが、果して女王とあるのを倭王と寫してあるから誤寫と云へるであらうか。何故に魏志に従つて倭王(倭の女王だから)としな
いで倭としたかといふに、これは北史に云ふ自稱皆子夷人といふ文に従つたためではなかつたか？

果して然らばこの子夷人といふ我等祖先の自稱は何とよむべきであるか。子は祖似切音紙(〇三三)でもあり又疾之切音慈(〇三三)である。即ち音チ又はッである。夷は延知切、音姨、即ち音一(イ)である。従つて子夷はついと讀むべきではないか。拙考如墨委面考にも述べたやうに、倭は集韻に吐猥切音賸とある。タイ又はツイの音である。對馬といふ國名でも邦音「ツイマ」をつしまといふ。又タイマともよめるが、之を「つしま」といふ點をみると、タイとツイは共音で賸(タイ)も亦ツイで即ちッである。倭も亦ツイ又はッである。魏時譯を中國に通じた人々は、どこから來たと問はれると、(津)それは當時彼土の人にツイと聞こえる形で自稱したのであると思ふ。魏志倭人傳をみると當時日本での極南界(西のはて)にツイ國又は津の國、換言すれば伊都國といふのがあつて女王國に統屬してゐた事實がある。さうして女王の都するところは邪馬臺であるから、女王はこゝに一大率を特置して諸國を檢察してゐ

た、諸國之を畏憚したのであるが、その季は常に伊都國に治す、恰も國中に刺史あるが如くで、女王の使が京都（洛陽）や帶方諸郡に詣る場合、及び郡使（帶方郡）の倭國に使う場合には、皆臨津搜露傳送文書、贈遺之物女王に詣る差錯を得ずと明記されてゐる。即ち魏時の對外の要津（津の國）は實に九州の伊都國であつた。そこで北史云ふが如く日本の三十餘國から譯を中國に通ずるもの、皆子夷（ツイ）即ち津の國から來たと申したのである。この事は魏志倭人傳を讀む人には疑ふべからざる事實であつた。

従つて北史は山海經以來の倭字を用ひながら、その日本から來る人々は自ら子夷といふので、耶馬臺に倭王がゐること、及び光武に入朝し安帝の時に朝貢したのも倭奴國（津の國）であると信じて、倭字を用ひたのである。故にこの場合北史の文に限つて倭字は倭の誤ではない。稻葉氏は倭は倭の誤字たる定説があるといはれるが、筆者は不幸にして、さうした定説あるを知らない。假りに從來さうした説があつたとしても、自稱子夷の語を解讀し得ない人の言ならばともかく、さうでない以上、明に子夷人と自稱した本國を、そのまゝに倭と記した李延壽の何所に誤があるであらうか。筆者は倭を用ひた李延壽を正しい史家と考へると共に、稻葉氏が果して北史を讀まれたのであるか、どうかを疑はざるを得ないと思ふのは或は言ひ過ぎであらうか。

次に後漢書を見ると東夷傳に建武中元二年倭奴國奉貢朝貢、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武

賜以印綬」とある文句の如きもこれは實は倭字を誤つて倭と書いたのであると信ずる。何となれば倭の極南界(西のはて)に倭奴といふやうな國はなかつた、倭は耶馬臺の國名である、其極南界に倭奴又は倭奴などといふ國はなかつたからである。(如墨委面考参照)

最近に四部叢刊が出版され、その中に宋刊太平御覽が出た。その原本は實に我帝室圖書寮本や東福寺本や靜嘉堂文庫本である。中にも帝室圖書寮本の如きは山槐記に治承三年十二月十六日その摺本が我國に來たことが記されてゐるのと同種のもので宋時我國に傳來したものが、幸にのこつてゐたのである。故に今般他の二三の文庫本(同種)を得てその影印本全冊が出来たのである。誠に善本でことに太平御覽の四夷部即ち日本に關した處は、「金澤文庫」といふ印版がのつてゐる部分に屬する。さうしてその七百八十二卷東夷三の所は王宜といふ筆者の名も明記されてゐる。序傳によればこの太平御覽は李昉扈蒙等十四人の學者が、宋太宗の時四方既に平なるにより修文止戈、天下の圖書典籍を四庫に集めた所の當時の正本により太平興國二年から、八年の末までかゝつてこの御覽をつくつたといふのである。従つて今日の流行本とはちがうのである。そこで参考のためにこの本を見ると、果せるかな倭とは記してない。倭とあるではないか。後漢書曰、

倭在韓東南大海中。依山島爲居。凡百餘國。武帝滅朝鮮使驛通於漢者三十許國。倭王居邪馬臺。倭今名邪廳推音之訛反樂浪郡撤去

其國一萬二千里。

とあるのである。勿論この文章では使譯とあるべきを使驛と誤つた？と考へられる點もあるから、全然この文字を正しいとは云へないかもしれない。しかし後漢書の善本、宋時に聚められた一書には明に倭と記されてあつたことは疑ふことが出来ない。處が後漢書の作者宋の范曄は元嘉二十二年（西紀四四五）に没してゐる、さうして稻葉氏が誤つて倭字を倭字にかへたといふ北史の著者李延壽は唐の貞觀中（西紀六四〇）に卒したといふことであるから、少くともこの兩書の間二百年からの開きがある。従つて稻葉氏云ふが如く倭は倭の誤字であることは北史を見れば明であるとは輕々に云ふことは出来得ない。しかも北史は我等の祖先が子夷と自稱したことを明にした上で、用意周到に倭字を用ひてゐるのである。或は後漢書の本に既に倭とあつたのを採用して、山海經や漢書の倭字を故意に變へてゐるのではないか。果して然らば倭字を問題にすることが何故に定説に背くのであらうか、筆者は思ふ、普通の後漢書は誤つてゐる。どうしても建武中元二年倭奴國奉貢朝賀とあるのは、倭奴國即ち津の國の奉貢朝賀であつた。使人は大夫と稱したとあるが、垂仁紀をみると其廿五年に五大夫を置かれたといふ位で、大夫といふ官名が當時我國で呼ばれたとして決して時代の上に錯誤はない。さうしてこの使人は、倭の極南界から來たと申した以上、勿論耶馬臺ではない。してみると光武賜以印綬とあるのは、集古印譜にあるやうに銅印蛇紐で文に倭奴國とあつた筈で、子夷國又は伊都國の王に與へられたものであると信ずる。

自から委奴國王の金印に關しては稻葉氏の見解とは全然違つた見解にたゞねばならないのを悲むのであるが、従つて委奴又は倭奴などいふ國は後漢の時には西九州には全然無かつた筈であると思ふ。奴音はド又はトであるから倭奴はヤマトと讀むべしといふ稻葉氏の所論に於ては古く奴音ヌである限り之を承認することが出来ない。筆者はこの際漢時支那に通じたものは、右の宋刊太平御覽本、魏志倭國傳にある通り、

倭國在帶方東南大海中、依山島爲舊國百餘小國。(註、普通本依山島爲國邑舊百餘國とある)漢時有朝見者。今令使譯所通、其三十餘國。(普通本、今使譯所通三十國)

とあるテキストに従ひ、倭は舊國で漢時には百餘の小國があつた。ところが魏の時に朝見したものは、その百餘の小國のうち、三十餘國であつたと信する、恐らく舊く耶馬臺に統一された所の百餘の小さい西陲の小國が漢に朝見しはじめたが、やがて魏の帶方郡時代になつても、その百餘小國のうち其三十餘國が使驛を通じたのである。さうして彼等は北史の云ふ通り自ら子夷の人と稱したのであるから、自然漢時に於ても百餘小國のうち、子夷の國即倭奴國があつたわけである。してみると宋刊御覽の記す通り倭字は誤である、倭奴國であるべきでそれは實に倭の極南界の伊都國に適合すると思ふのである。かやうに考へることによつて、殘念ながら委奴國王の金印は信用の出来ないものだといふ結果になる、この點に於ても筆者の誤れる所を指摘されん事を稻葉氏に望まざるを得ない。もしそれ

稻葉氏述ぶるが如く、當時底簿の信すべきものがあつたとすれば、後漢書本紀建武中元二年東夷倭奴國と記した後、安帝永初元年冬十月倭國遣使と書きかへられるのが疑はしくなる。しかも通典は安帝紀をひき、これを倭面土地王となし、日本書紀纂疏は倭面土國、釋日本紀に倭面國といふやうにいろ／＼の名を傳へ、さうして北史には之を倭奴國といふやうに違つた地名が出るといふことはをかしいではないか。筆者思ふに倭面土、倭面、倭國はいづれも耶馬臺である。しかし倭奴、倭奴とは倭奴が正しい。さうして底簿に於て耶馬臺と倭奴とは最初から區別されて居り、一方はその屬小國であつたのであつたのであると、かやうに底簿について愚考することが誤つてゐるであらうか。併せて稻葉氏の垂教を仰ぎたいのである。

二

以上は主として宋刊太平御覽即ち金澤文庫本の寫影本を手にしたので、主としてその文字から之をべたのであるが、不幸にして宋刊の太平御覽第七百八十二倭國の部に於て、魏志曰倭國在帶方東南大海中の一節は、我等に倭人傳といふ人字も、一本には倭國傳とあつたことを教へる外、多くは流行本の倭人傳を抄略してゐるので、全體を照合し得られない恨がある、即ち魏志の多くの倭の屬國名の如きも、太平御覽本は其屬小國有二十一、皆統之と記して、倭人傳の如く二十一國の一々の名を擧げてゐないのである。又倭人傳の最後景初二年六月倭女王遣使の一條に於ても抄略が多い。しかし景初三

年、公孫淵死、倭女王遣大夫難升米等と記して景初二年の誤を正し、日本紀の神功皇后三十九年の條と一致してゐるといふ正しさが見出される位である。さうして倭人傳の中にある、我國の氣候、風土、地理もしくは法俗、信仰等の記事は、全然之を欠いてゐるといふ恨があるのである。

蓋し倭人傳の考察では第一にその道里記から始めねばならない、しかしこれは嘗て拙著日本歴史地理にのべたから今之をのべないことにする。又其地理風土に關しては増補日本民家史の中で若干これにふれたこともあるから後日更に詳説の機會をまつこととして、こゝでは、景初三年以後の遣使に關して、その年代はいつ頃のことであるか、その使者はどういふ人であつたかを明にしておかうと考へる。

三

こゝで一應問題とする本文(抄略)をあげる、

景初二年六月(二は三の誤)倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻。太守劉夏遣吏將送詣京都其年十二月詔書報倭女王曰詔詔、親魏倭王卑彌呼。帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利。中略、今以汝爲親魏倭王假金印紫綬、(こゝでは金印であるが、後漢光武の倭奴國王は金印とは記されてゐない)中略、以難升米爲奉善中郎將、牛利爲奉善校尉、假銀

印青綬。云々

正始元年、太守弓遵遣建中校尉梯撓等、奉詔書印綬。詣倭國、拜假倭王、並齎詔、賜金帛、錦、罽、刀、鏡、采物、倭王因使上表。答謝詔恩。

其四年倭王復遣使大夫伊聲耆披邪狗(一人の名なり)等八人上獻生口、倭錦、弓矢等、披邪狗等壹、拜率善中郎將印綬。
其六年詔賜倭難升米、黃幢、付郡假授。

其八年太守王傾到官、倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和、遣倭戴斯烏越等詣郡說相攻讎狀。遣葉曹椽、史張政等因齋詔書黃幢、拜假難升米爲檄告諭之。卑彌呼以死、大作家云々。

更立男王國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人。後立卑彌呼宗女壹與年十三爲王。國中遂定。政等以檄告諭壹與。壹與遣倭大夫率善中郎將披邪狗等二十人送政等還。因詣臺獻上云々。

今この魏志の文にある正始元年(西紀二四〇)梯携の遣使は神功皇后の四十年(日本紀)に出てきたことになつてゐるから、日本紀に従へば倭女王は神功皇后となるのであるが、どうもそれは他の史實と一致しない。思ふに日本紀の年代は那珂博士が外交釋志に述べられたやうに雄略天皇以後に於ては、外國の古史と牴牾がないけれども、允恭以前には際立ちて齟齬が多い。これは日本紀の紀年に作爲があるからである。この事は今日では多くの學者が認めてゐる。本居翁でさへ「眞曆考」に於て、神武紀に是年也太歲甲寅冬、其年冬十月丁巳朔辛酉天皇親帥諸皇子舟師東征などといふ記事をみて、上古あるべきでない。目次の定まりなかりけん世の事を某日といひ傳ふべき由はない。これは漢みぶりに改めたかざりであると斷じた。外交釋史も亦、允恭天皇以前長壽の天皇が眼に立つことを指摘し、神武天皇の即位元年を推古天皇の辛酉より一千二百年六十又は天智天皇の辛酉より千三百二十年以上に置いたことは、恐らく辛酉革命をとく所の識緯家の學說によつたもので事實ではなく、又云ひ傳へではな

いと斷言した。それは三善清行の預論革命議に述べた説で、明年は辛酉で革命にあたる。之を本朝に考ふるに神武天皇辛酉即位に始まつて天智天皇の親政(辛酉)に至る、戒嚴の要があると奏し、昌泰四年辛酉二月には「請改元應天道之狀」を上り「鄭玄曰七七有三變、三七相乘二十一元爲一葦首、合千三百二十年」といふ天道をのべ、支那の例をあげ、本朝は神武天皇より以來皆辛酉を以て一葦大變の首と爲すと斷じ推古九年の辛酉には聖德太子、初造宮干斑鳩村事無大小、皆決太子、是年有伐新羅救任那之事ととき、其十二年甲子には冠位を制し憲法を定められた。之れ甲子革命の證であるといふ風に論述したのである。この奏議によつて七月十五日延喜と改元された。しかしこの一葦千三百二十年は疑はしい。右の鄭玄の注によれば二十一元は千二百六十年である。従つて天智天皇の親政を第二の葦首として上に神武天皇の辛酉を千三百二十年の始にしたといふことは計數に合しない。これは實は推古九年から千二百六十年の葦首を建てたものとすれば計數に合する。故に曰く

推古朝ハ皇朝政教革新ノ時ニシテ聖德太子太政ヲ執リ給ヒ始テ曆日ヲ用ヒ、冠位ヲ制シ、憲法ヲ定メ専ラ作者ノ聖ヲ以テ自ラ任
ジタマヘル折柄ナレバ、此朝ノ辛酉ヲ以テ第二ノ葦首ト定メ、神武紀元ヲ第一葦首ニ置レタルハ蓋此皇太子ノ御所爲ナラン

とまづかうした鐵案を下してゐる。猶又那珂博士は神功應神二代の年紀について、三國史記、東國通鑑、日本紀及び續日本紀にある菅野真道の上表等を參考して、近肖古王は、紀元千三十五年乙亥(西紀三七五)に死んでゐる、然るに日本紀は神功皇后の五十年即ち二百五十五年乙亥に當て、この間百二

十年の誤があると述べた。この事は本居宣長翁も承知して記傳三十三に「書紀と百二十年ばかり違へり。この年代は彼書の方よろしかるべし」とのべてゐる位である。

然らばなせかうなつたかといへば、推古の辛酉から無理に千二百六十年を延ばした結果である。従つて英人アストンが日本上古史論にのべたやうに、神武天皇から四百年間僅に七代といふ世系になつた。處が幸に古事記(眞福寺本)の古本には、崇神天皇以下推古天皇まで、干支年月日崩御といふ記事がある。

これは菅政友氏の考史學雜誌第十七號へられたやうに、此書方は古いから、假にこれをいかして考へると、崇神天皇の崩御戊寅は神武紀元の九百十八年(西紀二五八)神功皇后の五八年にあたるといふことに推論されたのである。原勝郎博士の紀年考も同様な部首革命の説から出發し、古事記の崩御干支を經とし、歴史事實を緯とし、崇神天皇の崩御戊寅を後漢の建安三年神武紀元八五六年(西紀一九八)だとされた。其結果那珂博士よりも六十年即ち干支一廻だけ上にのぼした事になつた。けれども神功皇后の乙亥即ち近肖古王の死は西紀三七五年であることは、兩者共に動かし得ないから、凡この年代については學界の定説が出来てゐるといつてよいのである。

崇神戊寅以前の歷朝については何ともいへぬ。世の中には崇神以前に就きても種々年曆を建て、論ずる人がないではないが、しかしそれはどうしても一場の説話にすぎない。筆者はさうした古い年紀

を考定する力がない、たゞこゝで本居翁以後の學者が認める所の西紀三七五年には神功皇后は御在生で、百濟の近肖古王死し近仇首王が即位したといふことを以て、大體の目安をとる事に満足するものである。

しかるに倭女王は景初三年西紀二三九年己未に支那へ使者を出してゐる。即ち神功皇后の乙亥から約三百十六年以前の出來事であるから、卑彌呼は勿論神功皇后ではないであらう。原博士の紀年では景初三年は景行天皇の四年、那珂博士に従へば崇神天皇崩御以前二十年の出來事となる。故に内藤博士の卑彌呼は景行天皇時代の倭姫命に一致し、那珂博士に従へば豊鍬入姫命にあたる。猶那珂博士は新羅紀に阿達羅尼師今二十年夏五月倭女王卑彌呼來聘とあるのをみて、阿達羅の二十年は漢靈帝熹平二年(西紀一七三)にあたるとなし、この女王卑彌呼をも魏志の卑彌呼と同一視してゐられる。しかし新羅へ行つた卑彌呼の使者と、魏へ使した卑彌呼の使とは前後六十六年の間隔がある、従つて同一の人でなかつたかもしれない。そこでもし倭女王に二人の卑彌呼の存在を許すとすれば、那珂博士の紀年では豊鍬入姫命以前に猶一人の女王を假定しなくてはならぬといふ不都合を生ずる。原博士の方であれば日本紀の己未景初三年の女王遣使は内藤博士の倭姫命説に一致する。然すればそれから六十六年以前新羅へ交渉した卑彌呼は豊鍬入姫命であつたことゝ考へられる。従つて卑彌呼の後に宗女壹與を立てたといふ魏志の壹與は、景行紀二十年五百野皇女を遣はして、天照大神を祭らしむとあるに

當るであらう。但し内藤博士は壹與は臺與(梁書、及び北史)の誤であるから豐鍬入姫に近し、イホはイヨと名字の音似ざること遠しとのべてゐられる。しかし太平御覽(宋刊)には臺舉と記されて、二字ともちがつてゐる、臺字だけの誤とは斷じがたい、必しも壹は臺の誤とはいひきれないのである。

魏志によれば倭女王卑彌呼は狗奴國男王卑彌弓呼素と争つたといふ、この狗奴國は熊襲の事で、永く大和朝廷に反抗したものであるが、新井白石は應神天皇の生誕に引ついで起つた争亂で卑彌弓呼素は日御子忍である、即ち忍熊王ならんとのべた、勿論妥當ではない。内藤博士は襲國の酋長などをや指しけんとある。景行紀によれば、この時熊襲に厚鹿文、逆鹿文といふ渠帥がゐた、この梟帥に二女があつた。長女を市乾鹿文妹を市鹿文といつた、天皇之を召して陽り寵し給ひしが、市乾鹿文奏して家に歸つて、醇酒を己が父に飲まして之を殺した。天皇その不孝の甚だしきを以て之を誅し、妹を火國造に賜ふたとある。即ち梟帥は市乾鹿文といふ姫子の父である。父をカンといふは仁賢紀に俗呼父爲_三柯會とある。繼體紀にも天皇の父 雄略紀にも我父城堅と訓じてある。果して然らばこの卑彌弓呼素といふは實は市乾鹿文なる女子の父であつたといふことである。内藤博士の述べられるやうに比賣語會神社の語會といふ語も同じくこのカンで敬稱である。但しヒメコソとヒメコソとはちがう。ヒメコソは姬家主(家主祠)で女姓であるが、ヒメコソといへば勿論男姓である。しかし熊襲の梟帥をヒメコソといひ、大和の女王も亦ヒメコソといふやうに言語が共通した所をみると、九州の熊襲は

大和の人とちがつた民族ではない、即ち狗奴國も亦倭種である、故に魏志にも倭女王卑彌呼與_レ狗奴國
男王卑彌弓呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡說相攻撃狀とあるのである。蓋し熊襲は倭人と異民族
ではない、卑彌呼の西征は實に同民族間の不和、即ち内亂戡定の一節であつたことと考へるべきであ
つた。

倭姫命は垂仁天皇の御杖ヒツヱとして天照大神に仕へてゐられた王女であつて、日本武尊の東征も亦この
女王の命をうけられたのである。内亂戡定に大功があつたので、其使者は帶方郡治へまで報告にゆく
程であつた。彼土の人が景行天皇と間違つたのも無理ではなからうと考へる。

四

内藤博士は其卑彌呼考に於てこの女王の使者倭載斯烏越を論じ、載斯の語からサツと判じ、須佐又
は佐世の地（共に出雲）に居りし名族かとのべてゐられる、本文によると正始六年倭難升米、と記して
難升米のうへに倭をつけてあるから、倭載斯烏越も倭の載斯烏越と讀むべきであるかもしれないが、
難升米が景初三年に使した時及び八年の條には倭字はなく、正始六年日本に在國の場合に限つて倭難
升米とある書きぶりから考へると必しも倭載斯烏越の倭字を名から離すことは出来ない。故に筆者は
この場合倭載斯とあるのは倭の載斯と讀めないことはないが、實はこの正始八年の場合では倭載斯と
よみ倭も亦人名であると考へる、勿論載斯だけでも解し得ないことはない。

然らばこの倭 (Wo) 載 (I-sai) 斯 (Szu) 烏 (Wu) 越 (Yueh) (括弧内は今音である、漢音ならば、ワ・サイ・シ・ウ・エツである) を何と認むべきかといふに恐らくはこれはワツジオホエ又はイヅシオホエといふ日本名であつたであらう。倭の音は古くはワである、しかし漢書地理志顔師古の註では一才反であるからイと讀まれうるであらう。故に倭載斯はイヅシ又はイソシと云ふ名である。倭字を離してもイヅシの伊は發聲だから載斯だけでイヅシともよめる。烏越はウエ(上の義)又はオホエ(大兄)の譯と共に尊稱である、即ちイヅシオホエ、又はイソシオホエといふ人名をかやうに記したのではないか。

日本紀仲哀天皇八年の條に、

筑紫伊觀縣主祖五十迹手、聞_イ天皇之行_イ拔_イ取五百枝賢木立_イ于船之舳艫、上枝挂_イ八尺瓊_イ中枝挂_イ白銅鏡、下枝挂_イ十握劍_イ參_イ迎_イ于穴門引島_イ(今の名彦島)而獻_イ之。天皇即美_イ五十迹手曰_イ伊蘇志。故時人號_イ五十迹手之本土曰_イ伊蘇國、今謂_イ伊觀者訛也。

とある。蓋しこれは仲哀天皇が穴門豊浦宮から筑紫に進ませ給ふや、伊觀の縣主が、大船を艤装して五百枝の櫛に瓊・鏡・劍の三寶をとりつけて天皇を關門海峽の彦島にお迎へ申し、崗津(今遠賀川河口の蘆屋湊)へ御伴した時の記事である。當時洞海_{クキノウミ}から遠賀河口の蘆屋湊まで、生田川の水路がまだ埋まつてゐないで、満潮時には容易に御通過になることが出来たのである。さうしてこの時の航海に當り、筑紫伊觀縣主(魏志伊都國王)の祖五十迹手の名が記されてゐるが、魏志伊都國の條には官に爾支(ヌシと讀むべし)副に泄謨觚柄渠觚(シマコ・ヒボコと讀む)有_イ于餘戶_イと出てゐる(爾支は實に右の縣主のヌ

シである。釋日本紀(筑前風土記)によると怡土郡イトの條に、五十迹手が仲哀天皇をお迎へした時、怡土縣主等祖五十迹手は自ら日梓ヒボコの苗裔であると奏したとある。従つて柄渠觚ヒホコといふ名をもつ所の副官もゐたのであつた。

猶又伊觀の縣主の祖名を五十迹手イトテといつたとあるが、天日槍の住んだ土地は但馬の出石イトシである、従つて天皇から賜はつた名、イソシ(伊蘇志)も、イツシ(移載斯、出石)も、イトデも及び伊觀又は伊都の國、これらはすべて天日槍の子孫即ち伊蘇志一族に關係した地名でもあり、人名でもあると云つて過言ではない。

魏志によると景初二年六月倭女王遣大夫難升米等詣郡(帶方)求詣天子朝獻上とある、そこで太守劉夏はこれを送つて其年十二月魏の都に入つた、日本紀神功皇后三十九年の條に明帝景初三年六月のことになつてゐる。これは宋刊太平御覽にある通り景初三年公孫淵死倭女王遣使とあるによつて三年を正しいと見るべきである。

そこでこの難升米は今音 Nan chuan Mi であるが Na china と訛まり邦音タジマとも轉ずる。この事はさきに橘良平氏が難升米を田道間守の訛であると雜誌文第一卷十二號にのべられ、内藤博士も之に賛意を示された位である。恐らく垂仁紀に常世に使したといふ田道間守が、この時洛陽に使したのであらう。(勿論常世と洛陽とはちがふ、蓋し洛陽にも行つた人だから、南方の吳國あたりへ遣はされ

たことゝ考へる)

垂仁紀によると天日槍は但馬出石イッシに住み、但馬諸助モロノサケを生み、但馬日槍杵ヒナラキをへて但馬清彦キヨヒコに及ぶ。垂仁紀八十八年にこの清彦に詔して神寶を獻らしめたとある。その清彦の子が即ち田道間守であるところから、この家では父祖代々但馬タジマ又は奈島ナジマを姓としてゐたのである。しかしその神寶に出石イッシといふ名の刀もあつたからイヅシ又はイソシといふ通稱をも有してゐたのであらう。

難升米は魏に使い、親魏倭王の金印紫綬を假すといふ制詔を得てかへり、自分は率善中郎將に任せられ、次使都市牛利も率善校尉に拜され、兩人共に銀印青綬をうけたとある。處がこの都市牛利の名はツシゴリと讀むべきでツシはイヅシのツシ、ゴリは心の義である、内藤博士は天孫本紀にある出石イッシ心大臣ココロノミナといふ名を指摘されて、この都市牛利の名に近いといはれた。蓋し難升米の一族で、出石に因縁がある、勿論伊蘇志の一族であつたであらう。

ついで正始元年梯携の渡來があり、その返禮として正始四年大夫伊聲耆掖邪狗等八人が上京した、そこでこの伊聲耆掖邪狗を何とよむべきか? この場合、伊聲耆掖邪狗とあるのも一人の名であつて、二人の名ではないであらう。蓋し伊聲耆の名は後に出てないからである。思ふに伊聲耆は通稱の姓であつたであらう。伊は音^イ(イ)聲は音^シSheng(シエン)邦音(セイ)耆は音^ジchi(チ)である、日本紀には伊聲耆掖耶約とある。故に者ならば音^ヂch(シエ)邦音^{シヤ}シヤである。即ちイセシ、もしくはイソシ(伊蘇

志といふ通姓を示す、故に云ふまでもなく難升米や都市牛利の近親であつたのである。だから魏も、亦同じく彼を率、善中、郎將に拜したのである。

掖邪狗に關し内藤博士はイサカと訓むべしと述べられた。いかにも掖は音I(イ)邪は音Seh(シ)狗は音Kou(コ)だからイサカ、又はイサコである、但し日本紀の掖耶約に従ふならば、耶は音Yeh(ヤ)、約は音Yo(ヨ)邦音ヤクだから、イヤヲ又はイヨコとでも讀むべきであらう。しかし日本紀の耶は邪の訛であるとすれば、イヤコではなく、イサコと讀むべきである。垂仁紀の神寶に出石刀子、膽狹淺大刀もあれば淡路の出淺にも其一族があたとある。故に伊聲者はイササ、イデサ又はイツシの譯で、さうした通姓をもつ所のイサコ即ち掖邪狗といふ人であつたのであらう。

次でこのイツシのイサコが歸朝して四年の後、正始八年になると、倭女王は狗奴國との争を報告するため、かの倭載斯烏越を使はされたのである。

筆者はこの場合にも亦伊蘇志の一族たる倭載斯烏越が使者になつたことを偶然であるとは考へない。或はこの人は伊聲者と兄弟ではなかつたかとさへ考へる、何となれば倭載斯はイツシの譯、烏越は大兄の義である、大兄といふからに掖邪狗(イサコは即ち少子の略?)其他の兄に當る人であつた。四年前に弟が使したが、今度は戦争といふことで外交上容易ならぬ説明が必要であつたから、分別のある長者を撰んだとも考へられる。いづれにしても伊蘇志一族の幹部級の人であつたことは誤のない

想像であると信ずる。

ついで卑彌呼の没後、更に男王をたてた所國中不和のために、宗女壹與イヨを立てた。

景行天皇廿年春二月辛巳朔甲申遣イ五百野皇女イ命イ祭天照大神とある記事に該當する。魏志は年十三爲王とある、が、紀によると、天皇が五百野皇女の母水齒郎媛ミヅハシロノミコトを妃となされたのは、實に天皇の四年前後のことであるから、壹與女王の十三といふ年齢は恰もその年輩に適合する。宋刊太平御覽臺舉とあるけれどもトコでは擬定しうべき皇女がない。恐らく臺舉の二字は壹與の誤ではなからうか。魏志の一本には必ずや臺舉でなく、壹與と記されたものがあつたであらうと信ずる。さてこの女王は、魏の張政がきたので、今度は倭載斯大兄の弟であると考へらるゝ年少の掖邪狗イサコを再び起用して、魏使を送りかへされた。かくて伊聲者掖邪狗イセシノイサコは正始四年と正始十年に二度も彼土に使者にたつた。同時に難升米、都市牛利、倭載斯、などの伊蘇志の一族は四名までも帶方郡をへて彼土に往復するといふ歴史をのこしたのである。蓋し天日槍は夙に我國に歸化して、九州の儼津、即ち津の國(伊都國)とか、淡路出淺邑イテサとか、但馬の出石イッシ、近江の吾名アナ、播磨の穴粟シサ(注、シサウともよむ、蘇志の轉訛)等には其子孫の有力者が繁衍したので、垂仁・景行兩天皇の時代には海上の勢力つよく屢々外交官として活動したのである。さうして彼等はその本國の名を問はれると、北史述ぶるが如く自稱子夷人である。子夷ツイ即ち津ツであり倭ツである、倭奴である。従つて垂仁天皇以前に於て、彼土に交通するに當つても、

彼等はやはり子夷人といつたであらう。換言すれば後漢建武中元の貢使などは、恐らく大和朝廷の關り知りたまはざる所であつて、實はこの伊蘇志の一族で、過去の首長が倭奴國王として行つたであらうと想像する。

故に彼等は自分らが九州の一角にゐることを承知してゐるので、使人自稱大夫倭國之極南界也と語つてゐるのである。茲に於てか印文に倭奴とあるからヤマトである、又金印だから倭王に送つたものであるなどいふ學説は、實は金印の金色に目がくらんで、その後世の偽造たることを看破し得ない議論ではなからうかと思ふ。もし後漢書に明に倭奴國とあること宋刊御覽本又は北史の如くであつたらば、恐らくはかうした誤はなく、我等の倭王が蠻夷の君長と同様な銅印、蛇鈕の倭奴國王などいふ印をうけたと集古印譜(明王常編)にのせられるやうな惡戯は出來なんだであらう。但し右の集古印譜の倭字に關しては如墨委面考にのべたことであるからこゝにその詳述をさける。

五

さるにしても、この倭王の朝貢といふことに關して、それは大和朝廷の知りたまはぬ處である。九州の一會長などが、かりに詐稱して通じたであらうといふやうな學説が永く史學界を風靡したことも或る一面は正しいことで、魏志や漢書を、右の如くに解讀することによつて、雲霧を拂つたやうな氣分になれると思ふ。即ち嘗て倭奴國は倭の極南界即ち九州の一角にゐて漢の光武に奉貢をしたのであ

る。これは實に大和の朝廷の知ろしめしたまはざりし時のことである。しかし垂仁・景行兩朝の間天下の戡定期に際して、我伊蘇志の一族は女王の命を奉じて（勿論天皇の勅ではない）屢々彼土に交通したのである。けれどもこの時に命をうけて任についた彼等は既に倭に統屬したものであつたことは魏志の明に告ぐる通りである。やがて神功皇后の三韓征伐といふことになつて、皇威八紘に輝くに至つたことを考ふるとき、後漢の金印が大和朝廷に送られたなどと考ふのは、あまりに歴史に無知な議論であると考えられる。我等はかうしたことを論ずるに當つて、第一に彼、我の典籍を明に讀まねばならぬ、讀みもしないで自分の想像で議論をたてることは、ことに謹まなくてはならぬ、彼の書に倭の極南界也といつて明記してあることさへを無視して、當時彼の土の人に聞えもしなかつた委奴の字をみて、これは倭奴であるヤマトとよめるといふが如きは、これは史論としては許すべからざることであると思ふ。九州の一角から伊蘇志の一族が彼土に通じ、津の國からきたと語つたので子夷人と自稱したと彼等の典籍に記されると同時に、こちらの古紀にも亦これに照應する歴史が語られてゐるのであるから、我等はまづ第一にかうした傳説の前に従順であり且つ敬虔でなくてはならぬと思ふ。

附 記

實はこの金印の問題に關しては、昭和十二年四月高等學校高等科改正教授要目について歴史及地理に關し全國の高等學校の教授が文部省で協議會をひらかれた時であつたが、その席上で東洋史に關し

ては矢野仁一博士の講義があり同博士の言として委奴國王の金印は疑ふべきものとして、教授に當たるべきではないかといふ御注意が出たのである。博士は稻葉氏論する通り底簿があるならば、猶更違つた國名が後漢書にのるわけはない。委奴とかいて奴(ぬ)といふのをトと讀むことは、魏書の他の多くの奴字を讀むことからは許されまいとのべ、筆者の所論に賛意を示めされたことであつた。

かくて金印問題は全國の東洋史の教授の方々に對しても一考を煩はさなくてはならぬ時期に達したことを考へるので敢て筆者の愚見を開陳した次第である。